

2・3 海洋汚染事故および海上災害

2・3・1 海上災害防止センターの運営

1973年の海洋汚染防止法の一部改正および1976年に公布された「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」）に基づき、150G/T以上の特定油タンカーは、油防除資機材（油回収船／オイルフェンス等）の備付が義務付けられている。また、2006年6月の海防法一部改正により、2008年4月から、特定油以外の油および有害液体物質（HNS）をばら積みで輸送する150G/T以上のタンカーを対象に、HNS防除資機材・要員の配備が義務付けられた。

1976年に認可法人として設立され2003年に独立行政法人、2013年に一般財団法人に移行した「海上災害防止センター」（以下「センター」）は2017年10月に組織の合理化を行い、それまでHNSタンカーに対してのみ実施してきた特定海域における事故発生時の緊急措置サービスを特定油タンカーにも提供可能とするなど、海上防災業務の見直しを実施した。また、センターの事業運営に関する船主・関連業界の意見、要望等を通じ、効率的かつ透明性の高い海上防災体制の構築を図るため、関係業界とセンターの間で1998年6月に設置した「運営検討委員会」を引き続き設置することとしていた。（船協海運年報2017 2・3・1 参照）。

2020年度は、8月5日に運営検討委員会を開催し、組織合理化以降の状況や、2019年事業年度の結果および2020事業年度の計画等について、センターから報告があった。